

表2-1 精神障害等の労災補償状況

(件)

区 分		年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
精神障害等	請求件数		819	952	927	1136	1181
	決定件数 注2		607	812	862	852	1061
	うち支給決定件数 注3 (認定率) 注4		205 (33.8%)	268 (33.0%)	269 (31.2%)	234 (27.5%)	308 (29.0%)
うち自殺 (未遂を含む。)	請求件数		176	164	148	157	171
	決定件数		156	178	161	140	170
	うち支給決定件数 (認定率)		66 (42.3%)	81 (45.5%)	66 (41.0%)	63 (45.0%)	65 (38.2%)

審査請求事案の取消決定等による支給決定状況 注5

(件)

区 分		年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
精神障害等	支給決定件数		10	15	22	13	15
	うち自殺		8	10	11	11	7

- 注 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に係る精神障害等について集計したものである。
 2 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外いずれかの決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。
 3 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。
 4 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。
 5 審査請求事案の取消決定等による支給決定件数は、上表における支給決定件数に含めていない。

図2-1 精神障害等に係る労災請求・決定件数の推移

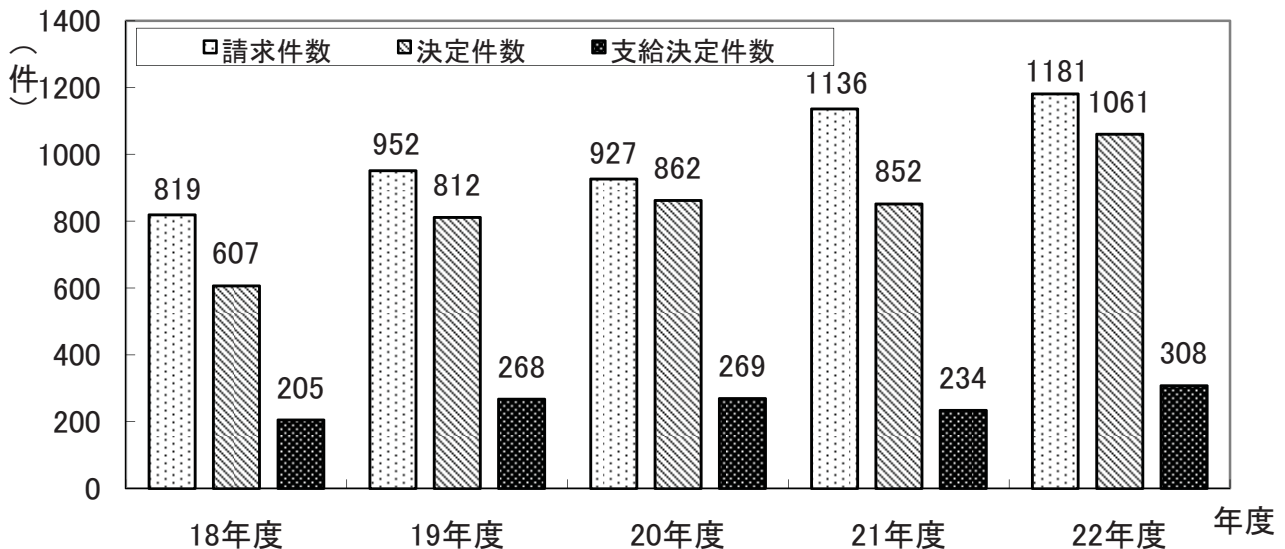


表2-2 精神障害等の業種別請求、決定及び支給決定件数一覧

(件)

業種	平成21年度			平成22年度		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
農業・林業・漁業・鉱業、採石業、砂利採取業	8	8	2	6	4	1
製造業	205	168	43	207	196	50
建設業	70	60	26	74	63	20
運輸業、郵便業	101	72	23	98	102	33
卸売・小売業	187	140	36	198	177	46
金融業・保険業	41	41	10	45	35	8
教育、学習支援業	29	22	4	43	32	11
医療、福祉	127	98	21	170	133	41
情報通信業	67	48	12	75	83	22
宿泊業、飲食サービス業	56	39	15	51	50	22
その他の事業(上記以外の事業)	245	156	42	214	186	54
合計	1136	852	234	1181	1061	308

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。

図2-2 業種別構成比

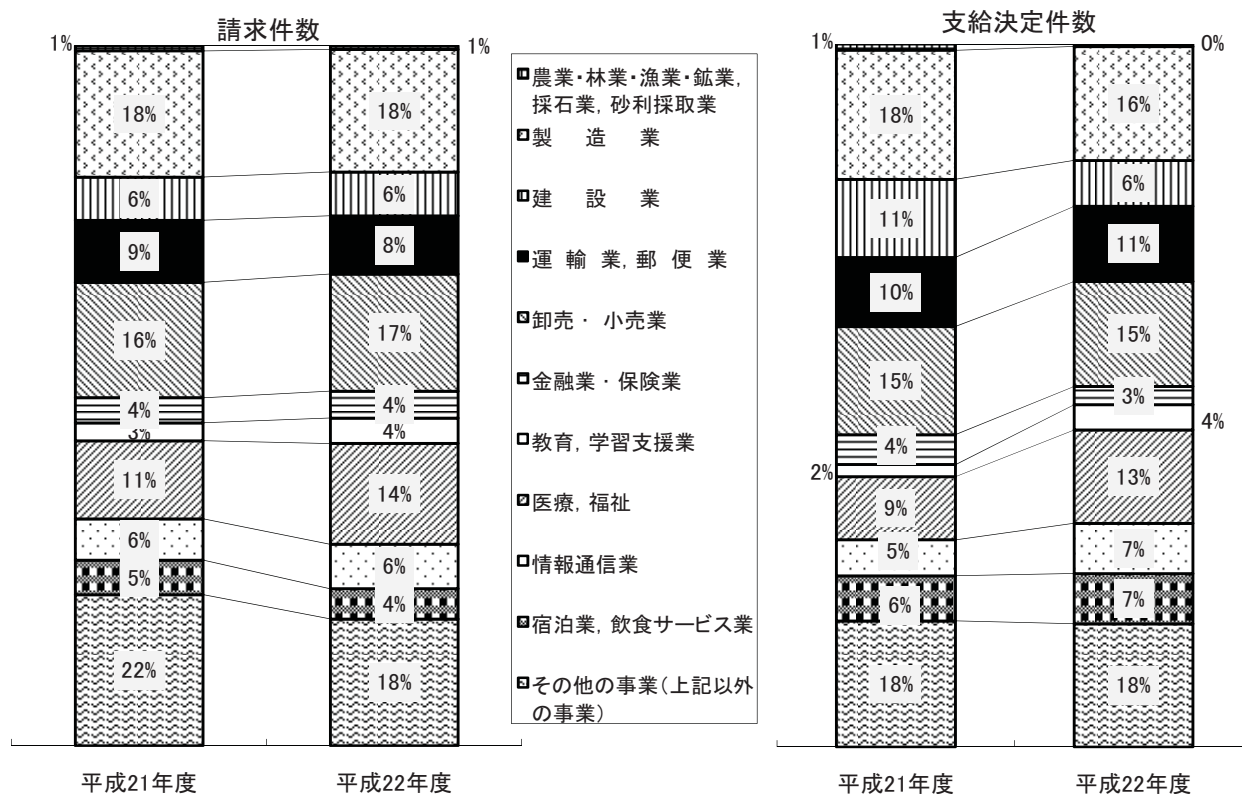


表2-2-1 精神障害等の請求件数の多い業種(中分類、上位15業種)

平成22年度

	業種(大分類)	業種(中分類)	請求件数
1	医療, 福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	85
2	医療, 福祉	医療業	84
3	情報通信業	情報サービス業	59
4	運輸業, 郵便業	道路貨物運送業	45
4	卸売・小売業	その他の小売業	45
6	卸売・小売業	各種商品小売業	42
7	サービス業(他に分類されないもの)	その他の事業サービス業	40
8	建設業	総合工事業	39
8	製造業	電気機械器具製造業	39
10	製造業	輸送用機械器具製造業	34
10	宿泊業, 飲食サービス業	飲食店	34
12	製造業	食料品製造業	30
12	教育, 学習支援業	学校教育	30
14	運輸業, 郵便業	道路旅客運送業	29
15	卸売・小売業	飲食料品小売業	28

注 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

表2-2-2 精神障害等の支給決定件数の多い業種(中分類、上位15業種)

平成22年度

	業種(大分類)	業種(中分類)	支給決定件数
1	医療, 福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	20
1	医療, 福祉	医療業	20
3	情報通信業	情報サービス業	16
4	運輸業, 郵便業	道路貨物運送業	15
5	製造業	食料品製造業	13
6	宿泊業, 飲食サービス業	飲食店	12
6	運輸業, 郵便業	道路旅客運送業	12
8	卸売・小売業	その他の小売業	10
8	建設業	総合工事業	10
10	卸売・小売業	各種商品小売業	9
10	卸売・小売業	飲食料品小売業	9
12	教育, 学習支援業	学校教育	7
12	卸売・小売業	機械器具小売業	7
12	学術研究, 専門・技術サービス業	専門サービス業(他に分類されないもの)	7
12	宿泊業, 飲食サービス業	宿泊業	7

注 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

表2-3 精神障害等の職種別請求、決定及び支給決定件数一覧

(件)

職種	平成21年度			平成22年度		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
専門的・技術的職業従事者	241	202	65	273	231	73
管理的職業従事者	56	43	22	48	53	29
事務従事者	301	218	40	329	292	61
販売従事者	145	93	32	148	138	44
サービス職業従事者	112	71	14	108	109	35
輸送・機械運転従事者	77 注2	54 注2	16 注2	66	70	24
生産工程従事者	186 注3	164 注3	44 注3	118	106	22
運搬・清掃・包装等従事者				32	19	8
建設・採掘従事者				41	30	9
その他の職種(上記以外の職種)	18	7	1	18	13	3
合計	1136	852	234	1181	1061	308

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

2 平成21年度の件数は、平成21年12月以前の旧分類である「運輸・通信従事者」の件数である。

3 平成21年度の件数は、平成21年12月以前の旧分類である「生産工程・労務作業」の件数である。

4 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業作業員などである。

図2-3 職種別構成比

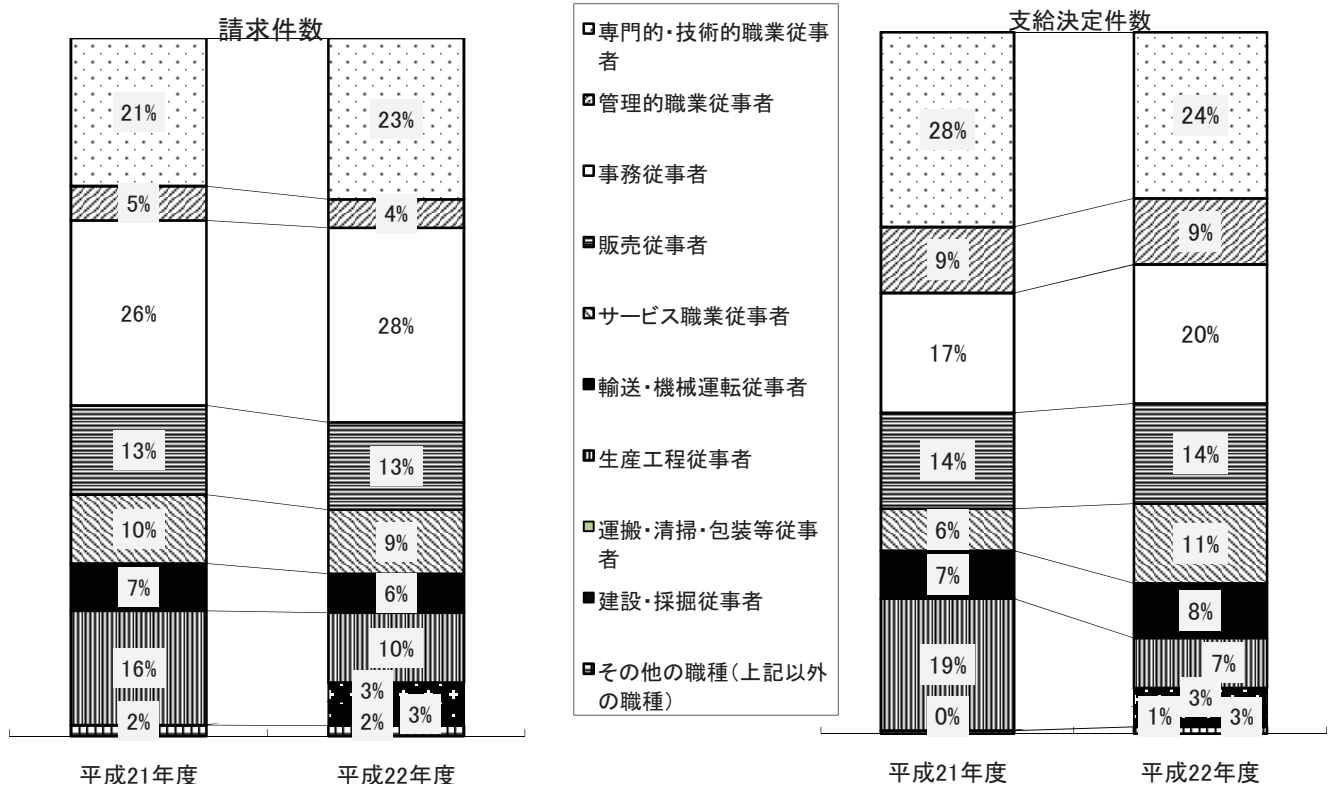


表2-3-1 精神障害等の請求件数の多い職種(中分類、上位15職種)

平成22年度

	職種(大分類)	職種(中分類)	請求件数
1	事務従事者	一般事務従事者	211
2	販売従事者	商品販売従事者	99
3	事務従事者	営業・販売事務従事者	82
4	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	57
5	専門的・技術的職業従事者	保健師, 助産師, 看護師	51
5	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	51
7	専門的・技術的職業従事者	情報処理・通信技術者	43
8	販売従事者	営業職業従事者	42
9	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	30
10	専門的・技術的職業従事者	その他の専門的職業従事者	29
11	専門的・技術的職業従事者	社会福祉専門職業従事者	26
11	サービス職業従事者	介護サービス職業従事者	26
13	管理的職業従事者	法人・団体管理職員	25
14	専門的・技術的職業従事者	教員	21
14	運搬・清掃・包装等従事者	運搬従事者	21

注 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

表2-3-2 精神障害等の支給決定件数の多い職種(中分類、上位15職種)

平成22年度

	職種(大分類)	職種(中分類)	支給決定件数
1	事務従事者	一般事務従事者	36
2	販売従事者	商品販売従事者	33
3	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	20
4	管理的職業従事者	法人・団体管理職員	16
5	事務従事者	営業・販売事務従事者	15
5	専門的・技術的職業従事者	保健師, 助産師, 看護師	15
7	専門的・技術的職業従事者	情報処理・通信技術者	13
8	管理的職業従事者	その他の管理的職業従事者	12
9	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	11
9	販売従事者	営業職業従事者	11
11	専門的・技術的職業従事者	建築・土木・測量技術者	10
12	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	9
13	サービス職業従事者	飲食物調理従事者	8
14	専門的・技術的職業従事者	社会福祉専門職業従事者	7
15	サービス職業従事者	その他のサービス職業従事者	6

注 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

表2-4 精神障害等の年齢別請求、決定及び支給決定件数一覧

(件)

年度 年齢	平成21年度						平成22年度					
	請求件数		決定件数		うち支給決定件数		請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺
19歳以下	10	1	3	1	1	0	13	2	13	2	4	1
20～29歳	255	39	207	30	55	8	225	27	222	33	74	16
30～39歳	364	37	276	27	75	13	390	54	336	46	88	12
40～49歳	316	41	224	43	57	20	326	37	296	47	76	21
50～59歳	153	30	120	32	38	17	189	41	160	36	54	13
60歳以上	38	9	22	7	8	5	38	10	34	6	12	2
合計	1136	157	852	140	234	63	1181	171	1061	170	308	65

図2-4 年齢別構成比

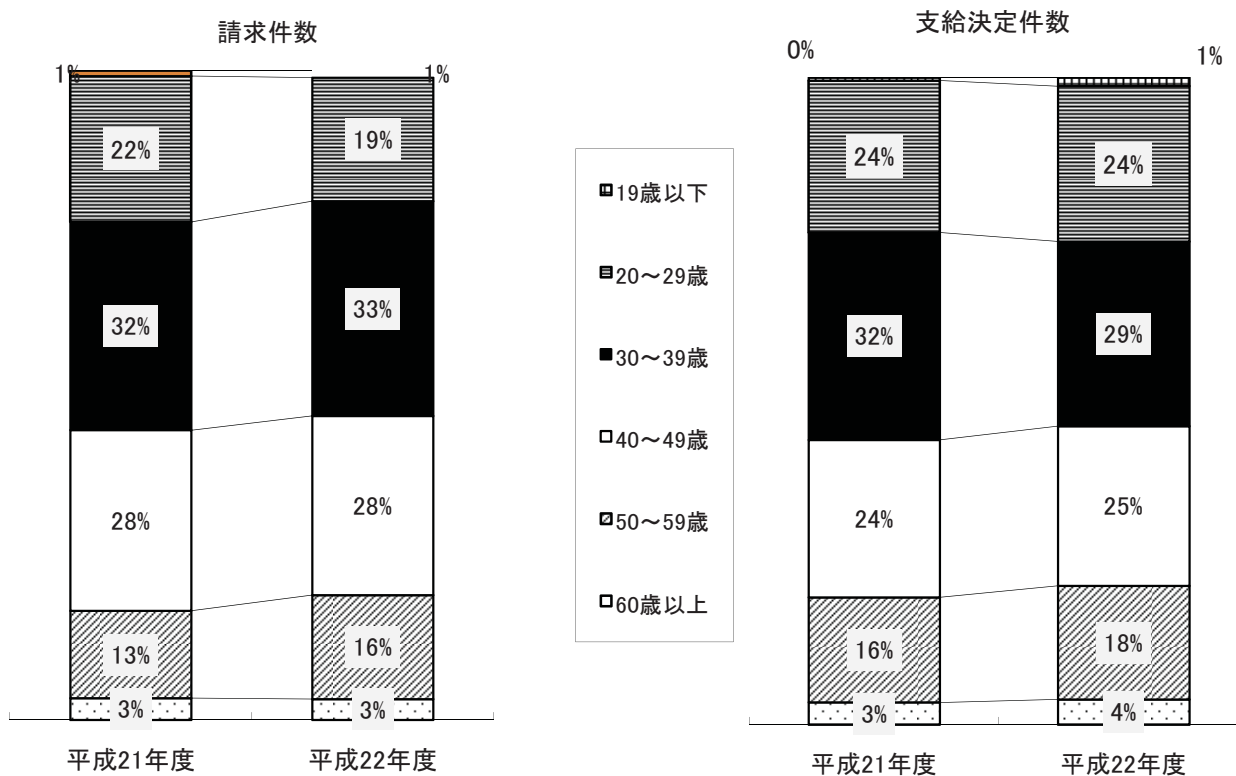


表2-5 精神障害等の労災補償状況(都道府県別)

平成22年度

	精神障害等					
	請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち自殺		うち自殺		うち自殺
北海道	67	12	58	7	28	2
青森	3	0	4	2	1	1
岩手	3	0	11	1	3	1
宮城	29	5	26	5	13	3
秋田	9	1	13	4	5	2
山形	8	2	10	4	5	1
福島	13	2	8	0	3	0
茨城	26	5	23	5	13	3
栃木	2	1	5	1	5	1
群馬	11	0	7	1	3	0
埼玉	37	5	25	7	5	1
千葉	46	3	43	13	15	7
東京	179	28	185	26	40	8
神奈川	101	5	82	10	19	2
新潟	8	1	12	4	5	2
富山	2	0	5	1	3	1
石川	2	0	3	1	2	1
福井	7	0	10	2	4	0
山梨	12	3	8	1	2	1
長野	18	3	9	1	4	1
岐阜	12	2	4	0	0	0
静岡	18	4	15	6	6	3
愛知	81	8	70	10	5	2
三重	16	4	13	2	2	1
滋賀	14	1	9	2	5	1
京都	42	3	42	2	12	0
大阪	140	21	135	12	21	4
兵庫	35	8	35	7	13	1
奈良	12	5	10	1	4	1
和歌山	10	2	12	1	3	1
鳥取	6	0	3	1	0	0
島根	2	2	2	0	2	0
岡山	16	3	14	4	3	1
広島	39	8	29	5	5	1
山口	12	3	5	0	4	0
徳島	10	0	5	0	2	0
香川	6	2	4	0	1	0
愛媛	3	1	7	3	3	1
高知	6	0	8	0	3	0
福岡	38	9	23	5	8	3
佐賀	11	2	8	0	3	0
長崎	5	1	7	4	2	1
熊本	14	4	17	4	9	4
大分	14	1	4	1	2	1
宮崎	15	0	10	1	4	0
鹿児島	7	0	11	2	2	1
沖縄	14	1	12	1	6	0
合計	1181	171	1061	170	308	65

表2-6 精神障害等で支給決定された事案
 (1か月平均の時間外労働時間数別)

(件)

区分	年度	平成21年度		平成22年度	
			うち自殺		うち自殺
20 時 間 未 満		16	3	56	5
20 時 間 以 上 ~ 40 時 間 未 満		6	0	13	1
40 時 間 以 上 ~ 60 時 間 未 満		5	2	18	6
60 時 間 以 上 ~ 80 時 間 未 満		8	2	11	6
80 時 間 以 上 ~ 100 時 間 未 満		12	3	27	8
100 時 間 以 上 ~ 120 時 間 未 満		24	13	43	14
120 時 間 以 上 ~ 140 時 間 未 満		20	10	25	9
140 時 間 以 上 ~ 160 時 間 未 満		11	2	12	2
160 時 間 以 上		9	4	20	6
そ の 他		123	24	83	8
合 計		234	63	308	65

注 その他の件数は、出来事による心理的負荷が極度であると認められる事案等、時間外労働時間数に関係なく業務上と判断した事案の件数である。

表2-7 精神障害等の就業形態別決定及び支給決定件数一覧

(件)

区分	年度	平成21年度				平成22年度			
		決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺
正規職員・従業員	731	134	207	60	948	160	280	61	
契約社員	30	0	6	0	21	1	11	1	
派遣労働者	30	4	4	2	23	2	3	0	
パート・アルバイト	54	0	15	0	64	4	11	1	
その他(特別加入者等)	7	2	2	1	5	3	3	2	
合計	852	140	234	63	1061	170	308	65	

注 雇用形態の区分は以下のとおりである。

- 1 正規職員・従業員
一般職員又は正社員などと呼ばれているフルタイムで雇用されている労働者。
- 2 契約社員
専門的職種に従事させることを目的に雇用され、雇用期間の定めのある労働者。
- 3 派遣労働者
労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている労働者。
- 4 パート・アルバイト
就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている労働者。

表2-8 精神障害等の出来事別決定及び支給決定件数一覧

出来事の種類	具体的な出来事	平成21年度				平成22年度			
		決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺	
1 事故や災害の体験	重度の病気やケガをした	69	3	16	2	66	4	16	2
	悲惨な事故や災害の体験(目撃)をした	64	1	37	0	75	2	32	0
2 仕事の失敗、過重な責任の発生等	交通事故(重大な人身事故、重大事故)を起こした	3	0	0	0	7	1	1	0
	労働災害(重大な人身事故、重大事故)の発生に直接関与した	3	0	2	0	2	1	2	1
	会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした	13	7	5	4	19	7	4	4
	会社で起きた事故(事件)について、責任を問われた	10	4	3	2	22	5	6	3
	違法行為を強要された	3	3	2	2	5	0	2	0
	自分の関係する仕事で多額の損失を出した	4	3	2	1	8	5	6	4
	達成困難なノルマが課された	6	3	3	2	10	3	6	3
	ノルマが達成できなかった	7	3	2	1	10	4	2	1
	新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった	9	4	4	2	9	1	4	0
	顧客や取引先から無理な注文を受けた	3	0	2	0	4	0	1	0
	顧客や取引先からクレームを受けた	14	4	6	2	28	7	10	6
	研修、会議等の参加を強要された	0	0	0	0	1	0	0	0
3 仕事の量・質の変化	仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった	114	38	55	23	113	31	41	12
	勤務・拘束時間が長時間化する出来事が生じた	44	16	25	13	38	6	25	6
	勤務形態に変化があった	3	2	0	0	3	1	1	1
	仕事のペース、活動の変化があった	5	2	0	0	7	1	0	0
	職場のOA化が進んだ	0	0	0	0	1	1	0	0
4 身分の変化等	退職を強要された	20	2	3	0	26	3	10	2
	出向した	5	1	1	0	3	2	1	1
	左遷された	2	0	0	0	4	0	2	0
	非正規社員であるとの理由等により、仕事上の差別、不利益取扱いを受けた	2	0	0	0	11	1	2	0
5 役割・地位等の変化	早期退職制度の対象となった	2	0	0	0	1	0	0	0
	転職をした	26	3	5	1	30	10	5	1
	複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった	5	0	0	0	15	2	9	2
	配置転換があった	24	2	1	0	30	8	2	2
	自分の昇格・昇進があった	11	2	0	0	13	3	3	1
	部下が減った	1	0	0	0	2	1	0	0
	部下が増えた	1	0	0	0	0	0	0	0
	同一事業場内での所属部署が統廃合された	2	0	0	0	0	0	0	0
担当ではない業務として非正規社員のマネージメント、教育を行った	1	0	0	0	0	0	0	0	
6 対人関係のトラブル	ひどい嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた	42	2	16	1	58	7	39	5
	セクシュアルハラスメントを受けた	16	0	4	0	27	0	8	0
	上司とのトラブルがあった	134	8	9	1	187	19	17	2
	部下とのトラブルがあった	3	0	0	0	6	1	1	1
	同僚とのトラブルがあった	19	1	0	0	34	3	0	0
7 対人関係の変化	理解してくれていた人の異動があった	2	0	0	0	1	0	0	0
	上司が替わった	6	1	1	0	6	0	0	0
	昇進で先を越された	1	0	0	0	0	0	0	0
	同僚の昇進・昇格があった	1	0	0	0	2	0	0	0
8 その他		148	23	30	6	174	29	50	5
合計		852	140	234	63	1061	170	308	65

注 その他の件数は、評価の対象となる出来事が認められなかった事案や、心理的負荷が極度のもの等の件数である。